

(別紙)

○農家経営安定資金(小災害資金:東日本大震災農業経営対策特別資金)の留意点

	原発事故対策緊急支援資金
1	資金種別
	平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金
2	対象経費
	<p>[営農継続資金] 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要なとする運転資金(簡易な施設等の整備を含む)</p> <p>[営農再開資金] (1) 原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金 (2) 原発事故の影響により作付が制限されている区域等において作付再開する農業者等が、必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金</p> <p>※ 作付制限区域等において作付再開する場合も対象となります。 なお、作付制限区域等とは、平成26年3月31日現在における居住制限区域、避難指示解除準備区域及び原発事故の影響により作付を自粛していた区域をいいます。 また、「営農再開(作付再開)」には、次の場合を含めます。 ・作付制限区域等において作付実証等を行う場合 ・営農再開(作付再開)後決算を2期終えていない場合</p>
3	本資金の災害コード
	「23030」
4	償還方法
	<p>10年以内(うち据置3年以内)</p> <p>元金の償還は、均等年賦又は一括償還。 償還日は、毎年3月20日又は12月20日のいずれか1日を選択。 (約定償還額の算出方法) (ア) 償還額の単位は千円とする。 (イ) 毎回約定元金償還額及び最終回約定元金償還額の算出方法は次による。 ・毎回約定元金償還額=貸付額÷償還回数(千円未満の端数切捨て) ・最終回約定元金償還額=貸付額-(毎回約定元金償還額×(償還回数-1))</p>
5	貸付限度額について
	<p>個人 1,000万円以内 団体・法人 1,200万円以内</p> <p>資金ごとに貸付限度額まで貸付が可能。また、それぞれの資金ごとの貸付限度額の範囲内で複数回の融資が可能。 貸付額の単位は千円とする。</p>
6	貸付利率
	1.7%以内(固定) (農協取扱いにあつては、JAグループ福島の利子助成により無利子)
7	県の利子補給率
	1.2%(固定)

<p>8 利子補給申請書類</p>
<p>(1) 農家経営安定資金利子補給申請書 (2) 農家経営安定資金（小災害資金：東日本大震災農業経営対策特別資金）借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書の（個人）又は（団体用）の写し ※ 営農継続資金、営農再開資金のいずれか該当する方を、申込書の右上側に（継続）又は（再開）と朱書明示してください。 (3) ①〔営農継続資金〕…「農業被害申立書」 （内容は、別紙「農業被害申立書（例）」に準拠したものとする。） ②〔営農再開資金〕…「営農再開計画書」 （内容は、別紙「営農再開計画書（農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金用）（例）」に準拠したものとする。）</p> <p>※ 記入漏れや記入誤りによるエラーにより利子補給承認が遅れることがないように、下記の資料を参考に正確に作成すること。 ・ 福島県制度資金利子補給承認申請書等作成要領 ・ 福島県制度資金電算コード表</p>
<p>9 融資に当たって</p>
<p>〔営農継続資金〕 (1) 本資金の融資に当たっては、「農業被害申立書（別紙（例）を参考）」により、平年販売実績（震災前）と、当面の農業収入見込額を参考に、当面の農業支出見込額（減収及び経費増）の妥当性を審査してください。 (2) 本資金は、「営農のため緊急に必要とする運転資金」を中心に融通することとしており、「簡易な施設等の整備」については、1施設当たりの上限の目安を概ね100万円程度としてください。 (3) 運転資金の必要期間については、将来予測がつきにくい状況にありますので、作目や栽培期間等を考慮し、「3ヶ月」～「6ヶ月」程度を目安に融資機関で判断してください。</p> <p>〔営農再開資金〕 (1) 本資金の融資に当たっては、「営農再開計画書（別紙（例）を参考）」により営農計画や営農再開に要する経費の妥当性を審査してください。 (2) 大規模な施設の新設や農業機械の導入など多額の資金を必要とする場合は、農業近代化資金や日本政策金融公庫（農林水産事業）のスーパーL資金、農業改良資金などを活用し、資金需要に対応願います。</p>
<p>〔共通〕 (1) 融資に当たっては、東京電力による補償の有無、金額の多少に関わらず、借入者の責任で返済をしていただく必要があるため、借入額については十分に検討いただくよう丁寧に説明願います（利子補給承認は賠償額を保証するものではありません）。 (2) 特定の目的のための制度資金がある場合は、当該資金を優先的に活用することとし、本資金については当該資金の補完として活用してください。 (3) 負債整理のための既存融資残の借り換えには充てることはできませんので注意してください。 (4) 農協における組合員又は組合員を志向する農業者等からの融資申し込みにつきましては、通常の取引の有無に関わらず、資金対応されるようお願いいたします。 (5) 被災農業者等であることに鑑み、相談、申込みに当たっては、迅速かつ丁寧な対応を心掛けてください。</p>
<p>10 本資金の期限</p>
<p>融資機関への申込期限：令和8年3月6日（金）まで 利子補給承認申請：令和8年3月13日（金）まで 利子補給承認：令和8年3月26日（木）まで 貸付実行期限：令和8年6月26日（金）まで</p>
<p>11 完了確認について</p>
<p>借受者から県に対する完了届の提出は要しません。</p>
<p>12 債務保証（福島県農業信用基金協会）</p>
<p>保証料率 年0.27%※ 保証割合100% （※福島県農業信用基金協会が実施する農業経営復旧対策特別保証事業による債務保証を利用する場合は0.33%）</p> <p>○ 担保・保証人 (1) 個人：原則無担保・無保証人 (2) 任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人 (3) 法人：代表者個人連帯保証により無担保</p>